

# 民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和5年3月15日（水）午前10時 議場

## 出席委員（7名）

（副委員長）田 村 謙 介

安 達 卓 是 塚 田 佳 充 津 田 幸 一 錦 織 陽 子

森 谷 司 吉 岡 古 都

## 欠席委員（1名）

（委員長）土 光 均

## 説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

### 【総務部】

[防災安全課] 大野原課長

### 【総合政策部】

[総合政策課] 堀口次長兼課長

### 【市民生活部】 藤岡部長

[市民一課] 東森課長

[市民二課] 萩原課長 高森課長補佐兼年金医療担当課長補佐

[保険課] 森次長兼課長 白鳥保険業務担当課長補佐 永野健康推進室長

[市民税課] 長谷川次長兼課長

[固定資産税課] 永江課長

[収納推進課] 富田課長

[環境政策課] 木下課長 足立課長補佐兼環境計画担当課長補佐  
大峯環境保全担当課長補佐

[クリーン推進課] 清水課長

### 【福祉保健部】 塚田部長

[福祉政策課] 中本課長 山崎課長補佐兼福祉政策担当課長補佐

松原課長補佐兼総合相談支援担当課長補佐

[福祉課] 橋尾次長兼課長 長尾課長補佐兼保護第二担当課長補佐

[障がい者支援課] 米田課長 田村課長補佐兼計画支援担当課長補佐

橋本相談給付担当課長補佐

[長寿社会課] 足立課長 植田介護保険担当課長補佐

[健康対策課] 渡部課長 金川課長補佐兼健康総務担当課長補佐

井原フレイル対策推進室長

### 【こども総本部】 景山部長

[こども政策課] 松田次長兼課長 永榮課長補佐兼子育て政策担当課長補佐

松本課長補佐兼こども育成担当課長補佐

[こども相談課] 瀬尻次長兼課長 川上課長補佐兼発達支援担当課長補佐

松竹家庭児童相談室長 足立担当課長補佐  
[こども施設課] 斎木課長 枘本子育て施設担当課長補佐  
[こども支援課] 金川課長 松永子育て支援担当課長補佐  
大谷保育支援担当課長補佐  
【教育委員会事務局】松田局長兼こども政策課長  
[こども政策課] 木村学校政策担当課長補佐  
東森課長補佐兼義務教育学校準備担当課長補佐  
[こども施設課] 斎木課長 井上学校施設担当課長補佐  
[こども支援課] 金川課長 松永就学支援担当課長補佐  
[学校教育課] 西村課長 仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐  
岡田課長補佐兼人権教育担当課長補佐 住田学務担当課長補佐  
[生涯学習課] 毛利課長 木嶋生涯学習担当課長補佐 矢木図書館長  
[学校給食課] 伊藤課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

#### 出席した事務局職員

松下局長 田村次長 土井議事調査担当主任

#### 傍聴者

稲田議員 今城議員 大下議員 奥岩議員 門脇議員 戸田議員 西野議員  
又野議員 松田議員 矢田貝議員  
報道関係者 2人 一般 8人

#### 審査事件及び結果

議案第 1 1 号 米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]  
議案第 1 2 号 米子市高齢者陶芸作業所条例を廃止する条例の制定について [原案可決]  
議案第 1 3 号 米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について [原案可決]  
請願第 1 号 国による学校給食無償化を求める請願 [不採択]  
陳情第 2 7 号 陳情（図書館へのインターネット施設の要請） [不採択]

#### 報告事件

- ・デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ「TYPE1」採択について [教育委員会]
- ・公立保育所の統合・建て替えに係る令和5年度の予定について [こども総本部]
- ・「脱炭素先行地域づくり事業」に係る進捗状況について [市民生活部]
- ・米子市社会福祉協議会からの寄附の申入れについて [福祉保健部]

~~~~~

#### 午前10時00分 開会

○田村副委員長 おはようございます。ただいまより民生教育委員会を開会いたします。土光委員から欠席の届けがありましたので、御報告いたします。

本日は、3月9日の本会議で当委員会に付託されました議案3件、請願1件及び陳情1件について審査するとともに、4件の報告を受けます。

初めに、陳情第27号、陳情（図書館へのインターネット施設の要請）を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、白木敬之様に出席いただいております。

早速説明をしていただきたいと思いますのですが、説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、白木様、お願いいたします。

**○白木氏（参考人）** おはようございます。このたびは陳情の件で、この仰々しい席で発言させていただきまして、ありがとうございます。ただ特に、何ていうんですか、仰々しい条文的にこちらでお話をするという感覚では考えてませんので、ただ、日頃生活をしてる中で、自転車生活が長いので、自転車でうろちょろしていると、いろんな課題があって、いろんな議題があって、いろんなことを思いついて、例えば図書館に立ち寄ったら、こういうことが必要だな、必要じゃないのかな、そういう中で、たまたま私のほうが携帯、スマホが業者との契約、いわゆる大手との契約がないもんだから、結局Wi-Fiを使って物事を進めていくっていう感じで、ですから、Wi-Fiがあるところで初めて外界との接触があるという感じになって、その傾向からして、この公共施設において、僕は東京生活が32年だったもんだから、東京中央区の八丁堀にいたときに、これも例によって自転車でうろちょろとして、国会図書館によく行っておりました。その国会図書館の中で、ここはいろんな制限があるけれども、割と入ってしまうとフリーで、インターネット検索にしても、特殊な検索ではあるけれども、もう十数年前の話ですからあれですけど、インターネットにつなげる環境もあったし、研究室っていうか、学習室にしても、線をつなげばインターネットを使えた。

現行において、もうそれから数十年たって、かなりのインターネット環境の発展っていうんですかね、発展、充実が図られていて、もう今まさにSIMフリーとか、いわゆる携帯会社自体がオープンになってきていることもあって、とにかくWi-Fiが使える環境があれば、要するに気楽に自分の生活に合った、スタイルに合った、何ていうかな、発信なり考え方ができるということを含めて、図書館においても、普通にインターネット検索をして、本の中身とか、最近は特にアマゾンあたりが主流になってきて、本の検索といわゆるブックマークもできる、本もいろんな本があるので、そういうことも含めて、図書館にあるなしとか、経済事情にも含まれてくると思うんだけど、とにかく図書館をフル活用できるかできないかどうか。Wi-Fiを使って社会生活ができるかできないかとか、いろんな観点からして、特にWi-Fi環境はセキュリティーを含めた施設としてもそんなにさほどお金かかるものではないし、それでもって、行政に対して、あるいは図書館に対して不都合があるっていうほどでもないと思うので、やはりまず文化環境に接するという、文字を見るという機会が少なくなっていることも含めて、文学にも時事にも、そういう触れる機会が増えるということはいいいことではないかと思います。それは老若男女、図書館に通うっていうことに、あんまり頻繁じゃないような気もするし、特に国会図書館なんかは年齢制限があったので、年齢制限に含まれた中でも、通い慣れた人はどんどん来るんだけど、やっぱりなかなかそういう学習機会とか、図書館を自分のテリトリーの中に入れる

とか、そういうことがなかなか機会が少ないのではないかと思うので、インターネットを  
使える、W i - F i を使えるってことにおいて、医大生とか、いわゆる学生にしても、シ  
ニア、我々の世代にしても、通いやすくなるっていうこともある。

いわゆる一杯のコーヒーを328円で飲んでW i - F i を楽しむというレストランもある  
けれども、そういう一々お金を使わなくても、そうやって入って行って、気楽に時間を  
使いながら必要な本を探すとか、いわゆる対外的なニュースを見てこういう状況を捉える  
とか、理屈としてはそういうことなんで、ただもう単純明快に言えばW i - F i があると  
いいなというだけのことなので、その日頃の生活様式の中で自分がどういう位置に置かれ  
ていようがいまいが、そういう環境を提供できる状況にあるというのは、いわゆる行政サ  
ービスの上では特に大事なことではないかという気はするので、一つの側面として御提案  
を申し上げたということなんですけど、大体そういう趣旨なんですけど、御理解いただけ  
たら幸いです。よろしくお願いします。

**○田村副委員長** 説明は終わりました。

参考人に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○田村副委員長** 参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります吉岡議員の説明を求めます。

吉岡議員。

**○吉岡賛同議員** 図書館へのW i - F i 設置を求める陳情について、私の賛同意見を述べ  
ます。

私も議員になる前の2021年に、公共施設へのW i - F i 設置を求める陳情を所属す  
る団体で提出しました。そのときは不採択でしたが、公民館には今年度設置となりました。  
あれから2年しかたっておりませんが、W i - F i をめぐる状況は大きく変化しているよ  
うに感じます。観光や防災など、何か特定の役割というよりも、陳情者も述べられたよ  
うに、インターネット環境は、現在では当たり前のインフラで、当たり前の行政サービスと  
して大事と思います。それだけに、低所得者や独り親層を中心とした携帯の利用料金の抑  
制による情報格差、いわゆるデジタルディバイドが問題となっています。市内のお店でも、  
カフェのフリーW i - F i を使うために、店内にぎりぎり入らないところで、子どもがスマ  
ホで動画を見ているという姿が見られるそうです。

陳情者がそんなに経費がかかるものではないと主張されていますので、周辺市町村の設  
置及び維持費を事務局に調査していただきました。W i - F i 自体が後づけだったり、施  
設とともに新設だったりということで、なかなか単純比較ができないのですが、例えば江  
府町では、設備整備費用が9万936円、維持費が年間1万7,160円、日野町では約8  
万円で、維持費が年間9,000円、お隣の境港市では、新しくできた市民交流センター全  
体にアクセスポイント23か所を設置する費用が492万8,000円、うち図書館は5か  
所ということで、維持管理費用はなしというふうに伺っています。

図書館ですので、利用は生徒、学生さんの学習利用というのが多いというふうに伺いま  
した。米子市でも令和4年10月から12月に実施された米子市図書館利用者アンケート  
では、回答者の半数以上が60代以上の高齢者にもかかわらず、W i - F i など、ICT  
環境の充実を求めるという回答が14.3%となっています。自由記載にも無料W i - F i

という記述が散見されています。デジタルディバイドについて、外務省は、デジタルディバイドはあらゆる集団の格差を広げてしまう可能性を有しているため、その解消に向けて適切に対処しないと、新たな社会経済問題にも発展しかねない。他方、デジタルディバイドを解消し、ITを普及させることは、政治的には民主化の推進、経済的には労働生産性の向上、文化的には相互理解の促進に貢献すると考えられるという見解を示しています。

陳情者も言われましたが、自分それぞれの発信ができるという意味で、総務省も、つながりをつくり孤立を防ぐというところでフリーWi-Fiを評価しています。図書館は生涯学習の拠点でありますので、情報格差の解消に積極的である必要があると考えます。公民館へのWi-Fi設置は進んでいますが、令和5年度予算を見ても、図書館へのWi-Fi設置は予定されておりません。ぜひこの陳情を採択して、議員として、議会として、後押ししていただきますようお願いをいたします。以上です。

○田村副委員長 賛同議員に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○田村副委員長 ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほかの質疑はございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 執行部のほうにお尋ねしますが、公民館などにフリーWi-Fiの、この間予算もついて、設置が進みましたが、図書館でのフリーWi-Fi設置するための予算の何か概算とか、そういった計算はされているでしょうか。

○田村副委員長 毛利生涯学習課長。

○毛利生涯学習課長 図書館のWi-Fi、アクセスポイントの設置の試算ができていくかというお尋ねでしたけれども、正式な試算というようなことはしておりませんが、今年度公民館に設置した概要等を比べまして、おおよそのつかみの数字という形ではしておるところでございます。

○田村副委員長 毛利生涯学習課長。

○毛利生涯学習課長 試算とともに、先ほどの委員さんの問いの中にありました公民館に関して、これはフリーWi-Fiということではなくて、Wi-Fi機器の設置、Wi-Fiが使えるようにする、利用者にWi-Fiが使えるようにするというふうな考え方でおるところでございますので、これは、修正の意見を言わせていただきます。

○田村副委員長 錦織委員。

○錦織委員 おおよそつかんでるというふうな返事だったんですけども、金額的には大体幾らになるかと、ざっくり幾らになるかという数字がちょっと欲しいんですけど。

○田村副委員長 毛利生涯学習課長。

○毛利生涯学習課長 本当に概算でございますので、これは参考程度というふうに捉えていただきたいと思いますけれども、図書館もアクセスポイントの数というのも、いろいろ陰ができると届かないというようなこともありまして、その数からいくと、おおよそ500万ぐらいになる予定でございます。

○田村副委員長 錦織委員。

○錦織委員 アクセスポイントによるけれど、500万円ぐらいだということなんですけど、これやっぱり維持費がかかってくるのでしょうか。

○**田村副委員長** 毛利生涯学習課長。

○**毛利生涯学習課長** これは本当に公民館の部分の形になると思いますけれども、ライセンス料という形で維持費がかかってくるものと思っております。

○**田村副委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** すみませんが、これの大体維持費っていうのは、幾らぐらいかかるものなのかっていうのが分かりませんか。

○**田村副委員長** 毛利生涯学習課長。

○**毛利生涯学習課長** すみません、このライセンス料に関しては、そのときによって変わってくるものと思っておりますので、ちょっとまだ見込みを出していないところでございます。

○**田村副委員長** よろしいですか。

ほかに。

安達委員。

○**安達委員** 今、金額とかそういったことを錦織委員は聞かれましたけれども、何点かお聞きしたい中で、図書館のいわゆるこういったW i - F i 環境を整備しようとする市の考え方っていうのは持っておられるのか、いわゆる方針ですね、ちょっと固く言い方をすれば、方針とか計画とか、そういったものを持っておられるかどうかをちょっと教えていただきたいと思っております。今時点で、どのようにその辺は持っておられるのか。

○**田村副委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 公共施設におけるW i - F i の考え方ということだと思っております。これ、かねて議場でも、陳情等もありまして御議論いただいたこともあるんですけども、現時点で明確に方針とか指針ということを決めてるわけではございませんが、基本的な考え方としては、いわゆる公共施設について、あまねくいわゆるフリーW i - F i というようなものを設置するという考え方は持っておりません。例えば、市役所本庁舎もそうでありまして。多くの市民の皆さんがいらっしゃるわけでありまして、それはあったら便利でいいというお声はあるというふうに思っておりますが、それをいわゆる公共負担で、いわゆるフリーW i - F i といったものを設置するということは、現時点では考えていないというのが市の考え方でありまして。

一方、実際に公共施設と呼ばれるものの中でも、既にW i - F i が設置されてるもの、指定管理者等によってW i - F i が設置されてる施設もございまして。これは、例えば、いわゆる集客系の施設であります。これは御案内のとおり、民間もそうでありまして、集客、誘客系の施設というのは、利用者の方々の利便性の向上というのが、施設の一つの役割といたしまししょうか、でもございまして。そういった施設の役割を踏まえて、利用者の利便性の向上、あるいは先ほど担当課長のほうからも御案内いたしました、公民館においても、フリーW i - F i を設置してほしいという陳情があったということは承知しておりますが、今回整備したのは、必ずしもフリーW i - F i ということではなくて、公民館の利用者が公民館の活動のために利用する場合に、パスワードを入れて利用するというもの、従来からインターネット環境は公民館にあったわけでありまして、都度、ルーターを持ってきたり、都度、有線のLANを引いたりしてやっていたものを、W i - F i 環境を使って、利用者の方に学習活動等で必要な場合に、パスワードを入れて使っていただくということの環境を整えたということでありまして、錦織委員がおっしゃったような、いわゆるフリー

W i - F i というものではないというふうに考えております。そういった考え方で今は、米子市のほうはおるということであります。以上です。

**○田村副委員長** 安達委員。

**○安達委員** 副市長が答えられると思っていなかった想定の中だったんですが、私は細かく言って、図書館のW i - F i をついでというふうに陳情者が言っておられましたので、公共施設全体、市の公共施設全体をあまねく捉えて環境整備ってというふうな質問ではなかったことを、ちょっと繰り返し言いたかったんですが、図書館でそのような方針なり計画を持っておられるのかな、ほかの施設は確かに指定管理の運営されてる施設もあるでしょうけれども、私は、図書館運営の中でどうされようとしてる、そういった方針が今の時点で持っているかどうかという、限定的な質問に今は言いますけれども、聞きたかったところです。あえてそこを細かく刻んで質問したかったところでもあります。

**○田村副委員長** 以上ですね、よろしいですね。

答弁ありますか。

毛利生涯学習課長。

**○毛利生涯学習課長** 今、図書館についてということの考え方でございますので、私のほうから答弁させていただきますけれども、現在、米子市立図書館では、インターネットを利用して調べ物をする等に複数のパソコンは用意してございます、設置してございます。また、主催事業等でインターネットに接続する必要がある、場合には、有線LANの使用については、御利用いただけるように手配をしているところでございます。今後につきましては、図書館が行う事業をどのような場面で、そういったW i - F i、W i - F i の環境が必要になるかという部分を、必要性について研究をしていきたいなというふうに思っておりますのでございます。

**○田村副委員長** 安達委員。

**○安達委員** 研究をしたいっていう最後のところの発言をちょっと重要視したいなと思うのですが、私、ほかの賛同委員さんも言われたんですが、周囲の自治体の全部は見えてませんけれども、いわゆる環境を見たり聞いたりしている中で、特に直接見たりしているところでは、受験生だなんていうような方が、参考書やいわゆるサブテキストなんかを開きながら、パソコンをイヤホンつけて、いわゆる同時進行って言うていいのかな、そういう勉強の仕方をしているところを見ると、米子市の図書館でもそういうところは必要かなというふうに見ました。特に1月、2月、米子図書館の2階の部屋を見てると、そういう方が多い利用状況だなと見たときに、ああ、教科書だけしか見てない。ただ、ほかの周辺自治体の図書室コーナーは、環境が整ってるか分かりますけれども、そこが感じたので、ぜひと思う気があったもんですから、その辺についてはどのような認識をしておられるか、お聞きします。

**○田村副委員長** 松田教育委員会事務局長。

**○松田教育委員会事務局長兼こども政策課長** 先ほども担当課長が御答弁申し上げたところでございますが、今後、図書館においてW i - F i 環境が本当に必要なのかどうかといったところとか、それらに加えて、個人所有のスマホを使った学習のやり方などなどを整理いたしまして、その必要性について、今後、調査・研究をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○**田村副委員長** よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

吉岡委員。

○**吉岡委員** 先ほどの賛同意見の中でも御紹介しましたけど、図書館の利用者アンケートの結果というのは、どのように受け止めておられますでしょうか。

○**田村副委員長** 矢木図書館長。

○**矢木図書館長** 図書館の利用者アンケートの結果ということでございますが、先ほど、吉岡委員のほうからも御紹介いただきましたけども、令和4年度の秋から冬にかけて行った利用者アンケートの結果でございます。W i - F i など、I C T 環境の充実を今後求めるという意見が全体の14.3%という結果になっております。これについては、この項目は今回初めて質問項目の中に入れたということで、どれぐらいあるかということ把握したかったということがございます。私どもとしましては、一定数の要望というか、そういったものはあるとは認識しておりますけれども、やはり図書館に対するサービスの要望というのは圧倒的に本や雑誌、こういった資料の充実を引き続き求めるということが多いということがありますので、今回のアンケート結果は一定数の要望があったというふうに受け止めておまして、先ほど来、事務局長以下、答弁させていただいておりますけれども、今後、この点についてもいろいろ研究してまいりたいというふうに思っております。

○**田村副委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** 図書館長として、生涯学習の拠点として、インターネット環境というものの必要性について、どのようにお考えでしょうか。

○**田村副委員長** 矢木図書館長。

○**矢木図書館長** これも先ほど来、御答弁させていただいておりますけれども、確かに陳情される方等が言われますように、あったら便利というものではあるとは思いますが、図書館の本来果たすべき役割として、まず必要なものは何か、そこにW i - F i というのがどういうふうに入ってくるのかということについて、今後ちょっといろいろ勉強してみたいというふうに考えております。

○**田村副委員長** そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村副委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

それでは、吉岡委員から。

吉岡委員。

○**吉岡委員** 賛成討論をしましたので、意見を述べましたので、この陳情は私は採択をしたいと思えます。

理由としては、先ほども伺いましたが、当局の認識は、まだまだW i - F i とかインターネット環境というものがあつたら便利という程度にとどまっております。これは、多くの市民の感覚とはかけ離れており、かなり古いと感じました。そういう意味で、議会としてこれを後押ししなければ、執行部に任せていては、いつまでたっても米子市のW i - F i 環境は改善しないと考えますので、採択したいと思えます。以上です。

○**田村副委員長** じゃあ次に、津田委員。

○**津田委員** 私は不採択を主張いたします。

私は、フリーW i - F i を使ったインターネット接続は、利便性と同時に危険性もあると思っております。通信が盗聴ですとか、のぞき見などの危険性があるということと、またフリーW i - F i を体制的に使わせることについて、日常的にどうなるのかということを考えます。公共施設のW i - F i については、現在でも、先ほどからありましたけど、フリーではなくて、図書館や公民館でも使用できるようになっていますし、それから災害時はW i - F i を使用できるようにもなってます。また、今ではテザリング機能とかで電波を飛ばすこともできるものもあります。そのような理由から、この陳情には賛同できません。以上です。

○**田村副委員長** じゃあ次、塚田委員。

○**塚田委員** 私も不採択でお願いします。

W i - F i というのは、本当に皆さん知っておられるのかなという、ちょっと聞きながら思ったんですけども、本当に便利なものなんですが、便利の裏にすごい陰があって、デメリットも大きい、そういったところをもっと皆さんで話し合ったり勉強し合ったりしていかないと、設置する側の責任になっていくんじゃないかなというところはあります。民間のほうは、先ほども副市長がおっしゃったみたいに、お客様を呼ぶために、集客のことも観点からフリーW i - F i つけて、お客さん呼ぶためにつけられてるのを一つはあると思いますが、行政としては、安易につけていいものかどうか、本当にフリーでいくのか、フリーじゃないW i - F i でいくのか、そういったところからまず入っていかないといけない部分だと思います。すごく便利なものは分かっています。ですが、本当に情報漏えいだったり、少し前にも事件があったように、ポイントを使ってしまわれたり、いろんなことがありますので、そういった観点を皆さんともう一度精査して取り組んでいくべきだと私は思いますので、この陳情には不採択でお願いします。

○**田村副委員長** 次に、森谷委員。

○**森谷委員** 私も不採択でお願いいたします。

理由といたしましては、たまに図書館に行きますけれども、特に1階は高齢者の方が結構使ってらっしゃるとい印象がありますし、2階は学生の方とか、勉強されてるなということも見ますけれども、結局、先ほどのいろんな意見が出てますけれども、公共施設という本来の図書館としての目的がありますので、このW i - F i を設置することによって、本当に学習のために来てる学生、生徒さんも何か、個人的な目的でどんどん使う人が増えて、本来の提供する目的が何か難しくなるというか、ずれていくというか、そういう危険性も多分にあるんじゃないかと思っておりますので、まだ本当に図書館のスペース、意外に狭いんですね、正直、空間的にですね。そういう意味では、まだまだ検討しないといけない課題が多いなということを感じておりますので、不採択でお願いいたします。

○**田村副委員長** じゃあ次、錦織委員。

○**錦織委員** 提出者からの陳述にもありましたように、携帯の利用料が非常にネット環境がないと高いということもありまして、やっぱりネットを広く享受できると、ネット環境を享受できるという面でも、私はこういった図書館にフリーW i - F i を設置するということが必要だと思いますし、執行部の皆さんのほうから、あったら便利っていうふうにお

っしゃったんですけども、私はDXを推進している米子市として、ちょっとその感覚っていうのは矛盾してるのではないかというふうにも思います。昨年、図書館利用者にとられたアンケートでも、60歳以上の方が、14.3%の方がWi-Fiなどの環境の設置、充実を求めるというふうに回答もしておられますので、ぜひともこの陳情を採択したいというふうに思います。以上です。

○田村副委員長 じゃあ次。

〔「指名ですか。」と安達委員〕

○田村副委員長 いや、手を挙げてください。挙手をお願いします。

〔「いやいや、私の順番ですか。」と安達委員〕

○田村副委員長 そうです。

安達委員。

○安達委員 すみません、改めてよろしく申し上げます。先ほど当局の方からそれぞれの立場だったと思うんですが、副市長まで自分の考えについてのそれぞれ答弁というんでしょうか、質問に対して答えていただきました中で、生涯学習課長も含めての話ですし、教育委員会の事務局長も言われたと思うんですが、調査研究っていうところは、これは私は踏み込まれる思いも込めた答えかなと思いましたが、採択とっております。

それと、これからは図書館でいろいろな機能を、今あるいわゆる紙媒体の冊子とか雑誌も含めた読み方ができますが、電子書籍とかをこれから随分言われてますので、それに対応する環境っていうのは必要かなと思います。もちろんいろいろ質問、意見の中で、特に意見があったのは、セキュリティを十分保たなければ危険を回避できないんじゃないかということも言われました。でもそれを踏み越えていかなきゃいけない環境に今、あるんじゃないかという思いで、この陳情については、私は採択を主張したいと思います。以上です。

○田村副委員長 それでは、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第27号、陳情（図書館へのインターネット施設の要請）について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、錦織委員、吉岡委員〕

○田村副委員長 ありがとうございます。賛成の委員が3名でした。

可否同数の確認を取る必要があります。

念のため、否をお諮りいたします。陳情第27号について、反対の委員の挙手を求めます。

〔反対者挙手…塚田委員、津田委員、森谷委員〕

○田村副委員長 ありがとうございます。可否同数でありますので、委員長において、本件に対する裁決をいたします。

本件については、委員長裁決により採択しないことに決しました。

白木様、本日は御出席ありがとうございました。

〔白木氏（参考人）退席〕

○田村副委員長 はい。稲田議長。

○稲田議長 議長は発言できるということになっていますので、一応、許可はいただいた

ということ。

**○田村副委員長** どうぞ。

**○稲田議長** 先ほどの陳情審査の内容ではなくて、運用、運び方にちょっと確認ということで発言させてください。あの、その他質疑に移るときに手だけ挙がってた場面があったのですが、皆さん、委員長と発言をして大きな声で発言を求めることを徹底されたほうがと思います。その他、二つあります。質疑のところでは執行部側に対してありましたが、各委員の考え方がそれぞれございますが、要は執行部側にするのかしないのかというような質問があったと思います。執行部側に対する質疑がどのようなものであるか、私らの見解はありますけれども、ここでは言いませんけれども、質疑の在り方について確認の必要があると思われました。それから、賛同議員の陳述の場面で、今日は提出者が参考人としていらっしゃってますので、その場合は、簡潔にとどめる旨が議会運営委員会の運用で定められております。その部分もやはり確認の必要があると思いますので、今、私が発言したその後段二つの部分に関しましては、議会運営委員長がいらっしゃいますが、議運の委員長と私も議長でございますが、そちらにまた正式に今日、田村副委員長から報告を上げていただきたいと思っております。以上です。

**○田村副委員長** はい。かしこまりました。御意見ありがとうございました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前 10 時 37 分 休憩**

**午前 11 時 16 分 再開**

**○田村副委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

それでは、請願第 1 号、国による学校給食無償化を求める請願を議題といたします。

当請願の審査に当たり、紹介議員の錦織委員の説明を求めます。

錦織委員。

**○錦織紹介議員** 国による学校給食の無償化を求める請願の趣旨説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

昨年の出生数は初めて 80 万人を割り、この 40 年間で半減しました。少子化は社会の継続と発展にとって大きな問題となっています。少子化の要因は主に経済的、雇用形態の在り方、また夫婦では子育てや教育に係る経済的負担の重さなどが上げられています。OECD が加盟各国による調査結果を分析した審査報告によりますと、日本の子どもの貧困率はじりじりと悪化し、OECD の平均を大きく上回っています。中でも深刻なのが独り親世帯です。貧困率は 50.9%、独り親世帯の半数の子どもたちが貧困状態にあることを示しています。主要国 36 か国中 24 位と最悪の水準です。内閣府が 2021 年に行った子どもの貧困調査の分析結果では、世帯収入の水準や親の婚姻状況によって、子どもの学習、生活、心理など様々な面が影響を受けてること、収入のより低い世帯や独り親世帯が親子ともに多くの困難に直面していること、その世帯が新型コロナの影響でより大きな経済的打撃を受け、生活状況がさらに厳しくなっている可能性があることを明らかにしています。さらにロシアのウクライナ侵略と異常な円安による物価高騰、また非正規労働の増加、実質賃金の低下など、影響は計り知れません。そうした中、必要な栄養が取れない子どもが増えており、朝食を取れない子どももいます。ある小学生を持つ母親は、コロナ禍で長期の休校措置が取られたときに、学校給食の大切さを実感し、多くの子どもたちが一

日に必要な栄養を給食で取っているということに気づかされたとおっしゃっています。子どもの健康と発達、知的成長のための学校給食の無償化は一層重要になっています。

令和4年度は学校給食食材費の高騰分について、鳥取県内15市町村では、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担の軽減を行いました。それでも毎月毎月支払う給食費は5,000円を超えています。このような状況の中で、義務教育である学校給食の完全無償化を実現している自治体が増えています。小・中学校の給食費無償化は全国250自治体を超え、鳥取県内でも若桜町、智頭町、大山町、日野町、江府町が実施するなど、加速度的に拡大していますが、財政にゆとりがある自治体ではありません。家庭の負担を減らすため、子育て支援として完全無償化に踏み切っているのです。しかし、公教育の機会均等等からも、住む自治体により教育負担の著しい格差が生じることは本来の姿ではありません。憲法は義務教育の無償化を定めており、今こそ国の責任で給食の無償化に踏み出すべきです。子どもの権利条約第3条は、子どもの最善の利益が考慮されるべきと定めており、学校給食の無償化をその第一に掲げ、取り組んでいただきたいと心から訴えます。国による学校給食の無償化が実現するよう、米子市議会で請願を採択し、国会及び政府に意見書を送付していただくよう要望いたしまして、私の陳述を終わります。以上です。

**○田村副委員長** 紹介議員に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○田村副委員長** ないようですので、紹介議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか質疑はございますか。

安達委員。

**○安達委員** 請願ということなのですが、今、市内の小学校、中学校の給食調理が行われていますけれども、この施設で、請願のとおりでいけば、調理された給食を提供するに当たって、細かい数字はちょっと分からないですけれども、無償化することによって、市の負担というのはどの程度の額を予定すればいいのでしょうか。もし分かれば教えていただけませんか。

**○田村副委員長** 伊藤学校給食課長。

**○伊藤学校給食課長** 米子市で学校給食費を無償化すると幾らかかるということですが、令和3年度の市立学校、組合立の学校も含めまして、児童生徒の学校給食費で考えますと、総額が約6億2,000万でございます。無償化した場合には、ここに生活保護給食扶助費ですとか準要保護給食補助費ですとか、そういったようなものを除きまして、新たな財政負担額としては約5億2,000万円になるというふうに試算しております。以上です。

**○田村副委員長** 安達委員、よろしいですか。

**○安達委員** はい。ごめんなさい。申し訳ありません。

**○田村副委員長** そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○田村副委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

それでは、安達委員からこう回って、お願いします。

安達委員。

○**安達委員** 表題で、国による学校給食無償化を求める請願という文面上げておられます。国に求めるものということですので、端的に言って、市がやることも、今、経費も聞きましたけれども、国において、そのことを経費も含めてやっていただきたいというふうに私は理解しましたので、米子市に当たっては大きな額も必要ですが、そこを国がやっていただく、国の責任においてやっていただくということを考えれば、請願の先は、意見書の提出も国に提出される予定のことも書いてありますので、そのことは了解して採択をしたいと思います。以上です。

○**田村副委員長** じゃあ、次。

○**錦織委員** 錦織です。

○**田村副委員長** 錦織委員、挙手の上。

錦織委員。

○**錦織委員** 私も請願の委員として、ぜひ採択をお願いしたいと思います。

政府は岸田首相も異次元の子育て支援というふうにして言うておられますし、やっぱり学校給食の無償化というのは本当に広く多くの方が要望しておられることですので、これを仮に米子でまず先行してやっていただきたいというのはもちろんですけども、そうしたものを国の政策として実施されれば、それに充てるべく費用がまたほかの事業に使えると、さらに子育て支援が膨らむということになりますので、ぜひとも国で学校給食の無償化を実現できるよう意見書を送りたいと思います。採択をお願いします。

○**田村副委員長** じゃあ、次、森谷委員。

○**森谷委員** まず結論から言いますと、不採択でお願いいたします。

もちろん学校給食の無償化というのは父兄は大歓迎というか、喜ぶことですので、本当に、ここにもうたってありますけど、朝食の欠食とか、いろんな子どもたちがちゃんとした食事を提供されてるかどうかということは、いろいろ家庭も含めて問題があるかと思いますが、それを支援するという意味では、無償化というのは十分考えられることなんですけども、私は無償化ということ以上に、食育という面では、以前も一般質問したんですけども、オーガニック給食ということをもうちよつと食育という観点からすれば力を入れてほしいという気持ちがありますので、無償化という方向性は願うところですけど、それ以上にオーガニック給食ということを食育の中心として学校給食には取り組んでいただきたいという気持ちが強くありますので、今回においては不採択でお願いしたいと思います。

○**田村副委員長** じゃあ、次。

塚田委員。

○**塚田委員** 私は不採択でお願いいたします。

国としては、生活保護による教育扶助や就学支援によって、以前より財政的支援を実施しておりまして、現実的ではないと私は考えます。学校給食法の趣旨を踏まえて、学校の設置者である各自治体において判断すべき課題だと私は強く思います。以上です。

○**田村副委員長** じゃあ、次。

津田委員。

○**津田委員** 不採択を主張いたします。

公明党は、国における学校給食の無償化をマニフェストに盛り込んで求めているところであり、この陳情については、内容は理解をしております。私も一般質問でもしておりますし、私自身もそういうことは理解をしております。ですが、全国の公立学校はいまだ完全給食の実施に至っていないというところもあると聞いております。まずは全ての学校において給食が実施できるようにすることが、国としての取り組むことが優先すべきことだと考えております。このことについては、私自身も同じであります。子ども真ん中社会を構築するために取り組むことにも優先すべき順位があると考えますので、この請願については賛同できません。以上でございます。

**○田村副委員長** じゃあ、次。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 私は採択したいと思います。

これまでも皆さんがおっしゃっていたように、本来は自治体で対応すべきことですが、多額の費用がかかるということもあり、これを国に求めるというのは妥当ではないかと思えます。国では子育て予算を倍増と言っていますが、なかなか所得制限というものがなくなるに若い世代で大変な不満がたまっていて、世代間の分断までも起こしかねない状況になっていると考えますので、ベーシックサービスとしての給食無償化というものをぜひとも国に求めたいと思えます。

**○田村副委員長** 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号、国による学校給食無償化を求める請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、錦織委員、吉岡委員〕

**○田村副委員長** ありがとうございます。賛成の委員が3名でした。

可否同数の確認をする必要があります。

念のため否についてお諮りいたします。請願第1号について、反対の委員の挙手を求めます。

〔反対者挙手…塚田委員、津田委員、森谷委員〕

**○田村副委員長** ありがとうございます。可否同数でありますので、委員長において、本件に対する裁決をいたします。

本件については、委員長裁決により採択しないことに決しました。

次に、教育委員会から1件の報告を受けます。

デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ「TYPE1」採択について、当局の説明を求めます。

齋木こども施設課長。

**○齋木こども施設課長** デジタル田園都市国家構想交付金「TYPE1」の採択について報告させていただきます。

お配りしております2枚物の資料を御覧ください。デジタルを活用した地域課題の解決や魅力の向上の実現に向けた取組として、学校開放事業の電子システム化の取組を申請しておりましたところ、その採択がされましたので、御報告させていただきます。

学校開放事業は文化やスポーツに楽しむことを目的に、地域で活動を行う団体に対して

小・中学校の屋内運動場、グラウンドを開放する取組でございます。現在、小学校につきましては地区公民館を、中学校の利用につきましては当該中学校を窓口にしておりまして、利用申請、鍵の受渡し等のために訪れる必要がございます。また、利用料については金融機関で支払いをする必要があるなど、手続の煩雑さに課題があったところでございます。これらの課題を解決するため、利用申請から鍵の受渡し、利用料の支払いまで、窓口を訪れることなく、パソコン、スマートフォンからオンラインで手続ができる取組を進めようとするものでございます。

例としまして、2枚目のイメージ図を御覧いただきますと、小学校でありますと、利用者は公民館へ幾たびか足を運ばなければならない状況が、システムを導入することによってパソコン、スマートフォンによる手続が可能となるようにと考えております。利用者はオンライン予約システムで空き状況を確認の上で、利用申込みをして、パスワードを受け取ります。パスワードを各小学校に設置されたキーボックスに入力することで鍵を受け取ることができます。また、利用の支払いについては、電子決済を考えております。

今後、システムを構築していく過程で、予約方法や使用料の決済方法などの詳細を検討しながら、導入に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上が採択の報告となります。

予算につきましては、本議会最終日に令和5年度の補正予算案として提案、御審議をいただく準備をしております。併せて御報告をさせていただきます。

説明は以上です。

**○田村副委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 度々すみません。今、イメージ図で確認しようとしてるんですが、現在の施設利用フロー（小学校）という説明書きがしてありますが、聞きたいのは中学校の利用、自分も申し込んだことがあるんですが、それと、弓浜部によく見るんですが、地区体とかってというのは一緒には考えられないのか、それは除外するのか、そこを2点教えてください。

**○田村副委員長** 斎木こども施設課長。

**○斎木こども施設課長** 中学校にての申込みでございますが、分かりやすくという意味で、すみません、小学校のほうを例に取って記載してございますが、中学校は窓口が中学校となりますので、公民館を介さず中学校で申込みをし、鍵の受け取りをし、その場で利用するという流れになります。

それと、地区体育館のことでございますが、こちらにつきましてはスポーツ振興課の所管でございますので、こちらは別の予約システムを設けておりますので、このシステムは別のシステムというふうに考えております。以上です。

（「分かりました。」と安達委員）

**○田村副委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と声あり〕

**○田村副委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 34 分 休憩

午前 11 時 36 分 再開

○田村副委員長 それでは、民生教育委員会を再開いたします。

議案第 13 号、米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長補佐。

○永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐 それでは、議案第 13 号、米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

国の定める基準の一部改正に伴い、次の 3 つの条例、1 つ目は、米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、2 つ目は、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、3 つ目は、米子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、この 3 つの条例について所要の整備を行うため改正しようとするものでございます。

主な改正内容としましては、子どもの安全の確保を図るための家庭的保育事業者等及び放課後児童健全育成事業者への安全計画の策定等の義務づけ及び自動車を運行する場合の利用者の所在の確認の義務づけ、インクルーシブ保育を推進するための家庭的保育事業者等が他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の緩和、非常災害等の発生時においても支援を継続的に実施するための放課後児童健全育成事業者への業務継続計画の策定等の努力義務化等でございます。

施行期日は、一部公布日に施行するものを除きまして、令和 5 年 4 月 1 日からとしております。

説明は以上でございます。

○田村副委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○田村副委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論等ございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と声あり〕

○田村副委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 13 号、米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○田村副委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 40 分 休憩

午後 1時24分 再開

○**田村副委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

こども総本部から1件の報告を受けます。

それでは、公立保育園の統合・建て替えに係る令和5年度の予定について、当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長補佐。

○**永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** それでは、公立保育所の統合・建て替えに係る令和5年度の予定について御報告申し上げます。

公立保育所の統合・建て替えにつきましては、昨年10月開催の本委員会におきまして、東保育園、西保育園、ねむの木保育園、南保育園の4施設に係る統合・建て替えの時期等の見通しについて御報告申し上げたところですが、このたび令和5年度予算を御審議いただくに当たり、その公立保育所4施設の令和5年度の予定について御報告申し上げるものでございます。

資料を御覧ください。まず、2の(1)のところ、東保育園についてですが、こちらは単独での建て替えを行うものですが、令和7年度の開園に向けて、令和5年度は、まず、4月から9月にかけて文化財発掘調査を行う予定にしております。その後、10月から令和6年10月にかけて新園舎の建設工事を行う予定にしております。

次に、(2)の西保育園、ねむの木保育園についてですが、こちらは両園による統合・建て替えを行うものです。令和8年度の開園に向けて、令和5年度は5月から8月にかけて地質調査業務、11月から3月にかけて西保育園の解体設計業務、10月から令和6年9月にかけて新園舎の基本実施設計業務を行う予定にしております。令和6年度以降につきましては、令和6年度から令和7年度にかけて西保育園の解体工事及び新園舎の建設工事を行うこととなる見込みですが、これらの工事の具体的な実施時期等につきましては、今後、設計業務を行っていく中で決定していくこととなります。

最後に、(3)の南保育園についてです。こちらは社会福祉法人米子福社会成実保育園との統合・建て替え民営化を行うものですが、現在、工事実施主体である社会福祉法人米子福社会と工程等について協議中でありまして、関係予算につきましては協議が調い次第、令和5年度の補正予算にて議会に提案し、御審議いただきたいと考えております。なお、大枠の予定としましては、令和8年度の開始に向けて、令和5年度に地質調査業務、令和5年度から令和6年度にかけて新園舎の基本実施設計業務、令和6年度から令和7年度にかけて新園舎の建設工事を行うこととなると見込んでおります。

今後も公立保育所の統合・建て替えに係る進捗状況等につきましては、随時、本委員会等にて議会に御報告させていただきたいと思っております。

報告は以上でございます。

○**田村副委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

錦織委員。

○**錦織委員** 各園それぞれ計画されていますが、子ども・子育て会議の中で意見があったのは、いずれも4月に開園というふうに記入されていますが、卒園とか入園の業務が大変だという声があって、保育園っていうのは休業期間がないっていうことで、お休みのとき

がないというので、とても大変だし、子どもたちが、慣れない子どもを受け入れたりということがあって大変なので、ずらしたらどうかという意見があったんですね、引っ越しや開園の時期を。そういうことについての対応は、今から考えておられたほうが良いと思うんですけど、何か検討されているでしょうか。

○**田村副委員長** 永榮こども政策課長補佐。

○**永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 開園時期につきましては、工事の進捗状況にも左右されるところではあるんですけど、一応この4月開園というところを目指して進めてるんですが、場合によっては、年度途中からの開園というのも検討の一つにはなってくると思います。

○**田村副委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 分かりました。ぜひそういった面も、小学校とか中学校とかとはちょっと違って保育園特有の業務があるので、検討していただきたいと思います。要望しておきます。以上です。

○**田村副委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村副委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後 1 時 2 9 分 休憩**

**午後 1 時 3 2 分 再開**

○**田村副委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

それでは、議案第11号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

森市民生活部次長。

○**森市民生活部次長兼保険課長** 議案第11号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

お手元の令和5年米子市議会3月定例会議案の資料1、9ページをお開きください。本議案は、健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正しようとするものでございます。改正点は3点あります。

まず、出産育児一時金の支給額についてですが、現行40万8,000円を48万8,000円に引き上げるものです。今回の引上げにより、産科医療補償制度による加算金を含む出産育児一時金支給額の総額は50万円となります。

2点目は、国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を現行20万円から22万円へ引き上げようとするものです。

3点目は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減の対象となる世帯の所得を判定する基準について、5割軽減及び2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額をそれぞれ28万5,000円から29万円に、52万円から53万5,000円に引き上げようとするものです。

この条例の施行期日は、令和5年4月1日としております。

説明は以上です。

○**田村副委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**田村副委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**田村副委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**田村副委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時35分 休憩**

**午後1時48分 再開**

○**田村副委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

市民生活部から1件の報告を受けます。

それでは、脱炭素先行地域づくり事業に係る進捗状況について当局の説明を求めます。

木下環境政策課長。

○**木下環境政策課長** それでは、脱炭素先行地域づくり事業に係る進捗状況について報告いたします。

お配りしております2枚物の資料を御覧ください。本市におきましては、昨年4月に環境省から選定された脱炭素先行地域に関する事業について、順次具体化させているところでございます。事業内容につきましては、これまで、昨年5月と9月に本委員会において御報告させていただいているところですが、本日は現時点の進捗状況について御報告をいたします。

まず、資料の1番目、米子市・境港市脱炭素先行地域推進協議会と、その分科会についてでございます。今年度の協議会では、脱炭素先行地域の事業計画や規約の検討、分科会の協議内容の承認など、主に事業の実施に関して3回の審議を行っております。また、本協議会の下に8つの分科会を設置し、各個別事業の実施について随時協議を行い、事業の具体化を図っているところでございます。今年度は全体で計50回の分科会を開催し、検討結果を協議会に報告したところでございます。

2番目のゼロカーボンシティよなごアクションプランの策定及びゼロカーボン米子市役所アクションプランの改定についてでございますが、こちら、12月と2月の本委員会で御報告しておりますとおり、今年度中に策定を行います。

推進体制の説明が次のページ、2行目からになります。本計画に基づき、今後、庁内の部局横断組織であります米子市脱炭素社会実現推進委員会におきまして、具体的な施策を検討してまいります。

3番目の事業の進捗状況についてでございます。脱炭素先行地域に関する事業は、令和

4年度から令和8年度までの5年間を集中取組期間として実施をいたします。全体のスケジュール予定は御覧のとおりでございます。令和5年度には①の再エネ供給事業、③の公共施設等における非FIT太陽光発電PPA事業、⑥のデータプラットフォーム事業を実施することとしております。

次に、(2)事業の実施主体についてでございますが、①の再エネ供給事業から⑥のデータプラットフォーム事業までは、本事業の共同提案者でありますローカルエナジー株式会社が事業主体となって事業を行い、市では事業費の一部を補助をいたします。⑦の公用車EV化事業につきましては、米子市において事業を実施いたします。

次に、(3)各事業の進捗状況について御説明をいたします。①の再エネ供給事業は、米子市クリーンセンターで発電した再エネ電気を自己託送によって公共施設へ供給するというものでございます。これによりまして、再エネ賦課金を支払う必要がなくなるというメリットが生じます。令和5年4月から米子市下水道内浜処理場及び皆生処理場へ自己託送を開始することとしております。

②の非FIT太陽光発電PPA事業(水道局)は、米子市水道局の施設用地に自家消費用の太陽光発電設備と大規模蓄電池を整備し、再エネの導入及びBCP機能の強化を図るものでございます。こちら、実施予定は令和6年度以降の予定としております。

③の非FIT太陽光発電PPA事業(公共施設等)は、米子市内の公共施設に約800キロワットの太陽光発電設備を設置するものでございます。令和5年度は、記載しております3施設で事業実施予定であり、その他の設置施設については、現在選定を進めているところでございます。

④の非FIT太陽光発電PPA事業(荒廃農地)は、米子市内の荒廃農地に8,000キロワット、境港市内の荒廃農地に2,000キロワットの太陽光発電設備を導入する計画であり、令和6年度からの事業実施に向けて、現在、諸所調整中でございます。

⑤の再エネ需給調整蓄電池事業は、本事業により設置した太陽光発電設備で発電した再エネを公共施設へ供給する際の需給調整を行うため、大規模蓄電池を整備するものでございます。設置場所については、境港市を検討中でありまして、事業は令和6年度から実施する予定でございます。

⑥のデータプラットフォーム事業につきましては、本事業の対象とする公共施設、611施設ですが、こちらについて施設ごとに電気使用量及びCO<sub>2</sub>排出量を管理するとともに、CO<sub>2</sub>の排出量を可視化することで、市民の皆様、事業者の皆様の行動変容を促すものでございます。今年度、基本的なシステム構築を行ったところでございます。令和5年4月から稼働させるほか、来年度、順次機能追加を行う予定としております。

⑦の公用車EV化事業につきましては、地域全体の脱炭素に寄与するため、カーシェアリング等の導入手法について、現在検討をしているところでございます。

説明は以上でございます。

**○田村副委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

吉岡委員。

**○吉岡委員** ちょっと先の計画で恐縮なんですけど、7番の公用車EV化事業について伺いたいです。

まず、このEV買ったときに、給電はどのようにするのかということと、あと、太陽光、例えばPPAなどを利用して、そういった給電スポットをつくる考えが今のところあるかということと、あと、EV車の購入は、今、国の補助があると思うんですが、それは自治体にも適用されるのかという3点です。

○**田村副委員長** 足立環境政策課長補佐。

○**足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐** 公用車のEV化事業についてでございます。米子市における公用車への電気自動車の導入計画につきましては、車両を担当しております総務管財課を中心としまして、今後計画的に導入について検討を進めているところでございます。

電力供給につきましてでございますけれども、施設に太陽光パネル等の再生可能エネルギーをつけたり、もしくは、クリーンセンターのバイオマス発電などのクリーンエネルギーを導入する手法をどのようにするのかっていうのも含めて、今後検討をしていくこととしております。

最後に、補助金につきましてでございます。補助金につきましても、公用車にも適用されます。そういった国の補助金等を活用を検討しながら計画を進めてまいりたいと思います。

○**田村副委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 私のほうから少し補足させていただきます。

給電については、もちろん、今担当が申し上げたとおり検討中ということではあるんですけど、恐らく市役所で給電することになると思いますので、市役所で使う公用車が検討の中心になりますので、市役所で給電する。その市役所自体が公共施設として、この脱炭素先行地域の取組の中で、いわゆる再生可能エネルギー、今も御案内のとおり、ローカルエナジーとの売電契約をやっておりますので、いわゆる再生可能エネルギーの供給を受けて、その先に給電施設があると、こういう繕いになるというふうに想定はしています。

それから、EVについては、これは御案内のとおり、この脱炭素先行地域の事業の中でこれを調達するということでありまして、これ自体が国費の補助事業でありますので、国費3分の2の補助事業であります。したがって、既存の、通常のEVの導入よりもはるかに有利な補助事業でありますので、もちろん一般の補助事業も使おうと思えば使えると思いますけど、恐らくこの事業の中で調達するんであればするということでもあります。ただ、実際にどこの公用車を何台、いつというのは、現在担当課のほうで検討しているという状況であります。以上です。

○**田村副委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** 給電設備は一般の方も使えるようにするようなお考えでしょうか。

○**田村副委員長** 木下環境政策課長。

○**木下環境政策課長** 現在のところは、そのような考えは持っておりません。

○**田村副委員長** ほかに。

森谷委員。

○**森谷委員** 事業の中で、第4番目の事業計画ですけれども、荒廃農地の問題で、営農を続けながら太陽光発電を行う設備やソーラーシェアリングという内容がありますけれども、この農業との併用ということの環境問題というか、そういうことの心配があるかないかと

ということと、既にソーラーシェアリングをした実績が米子市あるかないかということもちょっと確認したいと思います。

**○田村副委員長** 木下環境政策課長。

**○木下環境政策課長** まず、ソーラーシェアリングの実績については、ないものと承知をしております。

それから、安全性につきましては、太陽光パネルの設置が、高圧、低圧ということがございまして、高圧の設備を設置する場合には、電気主任技術者を置いて、その敷地をフェンスで囲わなければならないというような保安規定がございます。逆に、そういった規定があることから、なかなか高圧の太陽光発電を置いて農業をするということがどうだろうかということと、今、その辺りを検討中でございます。以上です。

**○田村副委員長** 森谷委員。

**○森谷委員** この事業の目標としてはいいと思うんですけども、こういう荒廃農地を太陽光発電ということをして力を入れるということは、だんだん荒廃農地は年々広がってて思いますが、農業対策というか、農地対策ということに、ちょっとブレーキというか、そのバランスはどうなのかなってということで、ちょっと心配するところがあるんですけども、いかがでしょうか。

**○田村副委員長** 木下環境政策課長。

**○木下環境政策課長** こちらの事業を進めるに当たりましては、農業を所管しております農林課のほうとも調整を図りながら、その辺りも考慮しながら進めてまいりたいと思います。

**○田村副委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** この荒廃農地の活用型でありますけど、これは議員も御理解いただいていると思いますが、農地として使いながら太陽光発電もすると、こういう形になるんです。そこは御理解いただきたいと思います。つまり、完全に太陽光パネルで覆ってしまいますと光が下に下りませんので、通常の発電設備は太陽光パネルを最も効率よく並べるんですけど、今回やろうとしてるのは農地利用との併用ですので、いわゆる遮光率といいましょうか、光を通すようにして、つまり、太陽光パネルを敷き詰めるのではなくて、分かりやすく言うと、粗くひいて農地としても使えると。もっと言いますと、背を高く設定して、下をトラクターが通れるような、そんなイメージのものをできないか。もっと言いますと、垂直パネルといいまして、発電効率は落ちるんですけど、真っすぐ縦に立てて、朝日と夕日で発電すると、こういったようなものを今検討しております。したがって、若干支柱の部分なんかは農地利用ができなくなりますけど、基本的にそれ以外のところは農地として使えるということを前提としたものでありますので、いわゆる農地利用を阻害するものではないということでもあります。ただ、一方で、幾つか課題が明らかになってきてまして、これ、経産省と環境省のほうに今検討をお願いしてますけど、高圧の規制をどうクリアするのかとか、それから、そもそも、そこで営農する際に、何を植え付けて、どういった農業経営をしていくのかと、こういったようなことが一つの課題になっていると。ただ、現在、いわゆる有効利用されていない荒廃農地を、太陽光発電と、さらに農業利用等できるスキームができれば、これは一つの大きなモデルになるだろうということで、これはぜひやりたいと思っておりますけれども、幾つか課題があって、その課題を鋭意関係者が今検

討してるといことでありますので、御理解いただきたいと思ひます。以上です。

○**田村副委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 先ほど吉岡委員の公用車EV化事業に関連して、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、この給電施設っていうんですか、充電施設っていうんですか、一般車はできない、考えていないということだったんですけど、たしか県の施設では、誰でも給電できるようにっていうのは、EV化をどんどん進めたいっていうことでされてたと思うんですけども、やっぱり米子市としても、そういう考えで一般車も給電できるようにされないかなというふうに思ひますけど、どうでしょうか。

○**田村副委員長** 木下環境政策課長。

○**木下環境政策課長** 県の西部総合事務所におきましては、一般利用ができる有料の給電のスポットを設けておられるっていうことは承知をしております。こちらの事業におきまして給電につきましては、公用車を充電するための設備になりますので、一般利用のほうは考えておりません。

○**田村副委員長** よろしいですか。

そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村副委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後2時04分 休憩**

**午後2時07分 再開**

○**田村副委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

議案第12号、米子市高齢者陶芸作業所条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** そうしますと、長寿社会課から、議案第12号、米子市高齢者陶芸作業所条例を廃止する条例の制定について、御説明を申し上げます。

2月20日、議会運営委員会の資料1の10ページを御覧ください。このたびの条例は、米子市河崎にございます米子市高齢者陶芸作業所を令和4年度末をもって廃止するため、その設置及び管理について定めた条例を廃止しようとするものでございます。なお、この条例につきましては、令和5年4月1日から施行することとしております。

本件につきましては、令和4年12月議会、民生教育委員会におきまして、経過を含めて御報告をさせていただきましたが、高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、平成6年3月に建設いたしました本施設は、建物の老朽化が著しく、利用者等の安全確保が困難なこと、高齢者の生きがい活動の多様化に伴い、類似の機能を有した他の施設等が充実していること、利用者は長年にわたり固定化されていることなどから、令和5年3月31日をもって、米子市高齢者陶芸作業所を廃止することといたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**田村副委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**田村副委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**田村副委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号、米子市高齢者陶芸作業所条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**田村副委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後2時09分 休憩

午後3時08分 再開

○**田村副委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

福祉保健部から1件の報告を受けます。

それでは、米子市社会福祉協議会からの寄附の申入れについて、当局の説明を求めます。  
足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** 長寿社会課から、米子市社会福祉協議会からの寄附の申入れについて御説明を申し上げます。

資料といたしまして、A4の紙、3枚をホチキスで留めているものを配付させていただいておると思いますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。

令和5年3月7日、米子市社会福祉協議会から本市に対しての、旧よどえ通所介護事業所、これ建物ですけれども、建物の寄附の申入れがありました。対象物件の概要につきましては、資料に記載をしておりでございまして、位置図と建物の外観の写真を2枚目以降に添付をさせていただいております。

経過につきまして御説明をいたしますと、本事業所は、平成6年に、淀江町社会福祉協議会のデイサービス事業の開始に伴い建設されたものでございまして、平成17年の合併に伴い、米子市社会福祉協議会に引き継がれたものでございます。しかしながら、社会福祉協議会の経営改善のため、令和2年にデイサービス事業の廃止を方針決定をされ、本事業所は令和4年3月31日付で廃止をされたところでございます。建物につきまして、米子市社会福祉協議会で今後の活用の見込みがないため、本市に有効活用していただきたい旨の申出があり、本市において建物の状態等を踏まえ検討をいたしました結果、今回の申入れを受け、主に防災備蓄倉庫としての活用を行うこととしたところでございます。なお、寄附の時期は令和5年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○**田村副委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

〔「なし」と声あり〕

○**田村副委員長** ないようですので、以上で民生教育委員会を閉会いたします。

**午後 3 時 1 0 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

民生教育副委員長 田 村 謙 介